



心の健康チェック事業のご案内



公立学校共済組合
保健事業キャラクター
コーヘーくん

事業者(教育委員会等)は、常時使用する労働者に対し、医師、保健師などによる「心理的な負担の程度を把握するための検査」(ストレスチェック)の実施が義務づけられています。私たち公立学校共済組合は、全国8つの直営病院の医師が実施者となり、教職員の皆様と事業者のストレスチェック実施を支援します。



スズちゃん

公立学校共済組合のストレスチェックの特長

事業者は、産業医等を実施者としてストレスチェックを実施することもできますが、必要に応じて外部組織に実施を委託することもできます。

公立学校共済組合は、教職員向けの職域病院を全国で運営していることから、外部委託を希望される教育委員会などへ、次のような特長のあるストレスチェックをご提供します。

教職員向けに特化

国が推奨する57項目の「職業性ストレス簡易調査票」に加え、教職員特有のストレス要因についての質問項目を設定しています。

利用料金は1人当たり税別160円

非営利組織であるため、予算上ご利用しやすい金額でご提供しています。集団分析結果報告書の提供も追加費用なしで行います。※令和7年度単価

全国の教育委員会の約4割がご利用

800団体以上の教育委員会等にご利用いただいています。

集団分析では、当共済組合のストレスチェックを利用した全受検者の結果集計値と学校種別、年代別等での比較・分析が可能です。

※令和6年度実績

個人情報保護を最優先

- インターネット上では専用の利用者IDとパスワードを用い、職員番号、氏名、生年月日など個人情報を保持しません。
- 利用者IDとパスワードは、ストレスチェック実施の都度、更新します。
- 事業者から受領した職員番号、氏名などの個人情報は、インターネットから切り離れたデータベースで管理します。
- ストレスチェックの結果は、利用者の同意がない限り、事業者の事務局とは共有しません。(各事業者の産業医・保健師等の共同実施者とは共有する場合があります。)

ストレスチェック結果データを分析

7年間分のストレスチェック結果データを用いて、教職員のストレス状況を分析し、当共済組合のメンタルヘルス対策事業の充実を図るとともに、教育委員会等が実施する教職員のメンタルヘルス不調対策に資する資料を作成することを目的として分析を実施し、公表しました

(令和6年6月)。

まずはお気軽に
お問合せください!



●心の健康チェック事業 ストレスチェック実施の流れ

公立学校共済組合のストレスチェックをご採用いただき、実施する場合の標準的な流れです。
具体的な日程や手続きなどは、各事業者(教育委員会等)によって異なる場合があります。

利用申込の
最終締切は
10月第1週です！



事前準備

事業者が、労使双方の参加する衛生委員会又は安全衛生委員会において、
ストレスチェックの実施方法を審議します。
実施方法が決定後、利用対象者(教職員)の皆様へ周知します。

申込

希望する受検期間の2カ月前までに当共済組合本部にお申込ください。

ID受領

当共済組合から利用対象者の皆様へ、所属所を經由し、ID通知書
(圧着はがき)で**ストレスチェック用のID・パスワード**をお届けします。

受検

利用対象者の皆様は、**指定された期間(2週間)内**にインターネットから
システムにアクセスし、ID・パスワードを使用してストレスチェックを受検します。

結果①

システム上で、ただちにストレス状態の判定結果(高ストレス該当か否か)、
説明図、アドバイス、メンタルヘルス相談窓口のご案内などを表示します。
※ストレスチェックの結果はシステム内で5年間保存されます。

ストレスチェックの結果から、当共済組合直営病院が「医師による面接指導」の可否を判定します。
※共同実施者を設置した事業者の場合は、共同実施者が判定を行います。

重要！

結果②

ストレスチェック実施期間終了から**おおむね1週間後**に、面接指導の可否判定
結果が出ますので、再度システムにアクセスして確認していただきます。

面接指導に該当する

面接 申出

面接指導の希望の有無をシステムに入力していただきます。
※入力期間はストレスチェック実施期間終了から30日以内です。
※面接指導を希望すると、その方のストレスチェック結果が事業者提供されます。

面接指導を希望する

面接指導を希望している旨が事業者へ伝えられます。
利用者と事業者とで日程を調整します。
なお、面接指導担当医は事業者でご準備いただきます。

面接指導に
該当しない

面接指導を
希望しない

システム上で、当共済組合や事業者の
メンタルヘルス相談窓口をご案内します。

**面接指導の実施後、事業者は、面接利用者と医師から意見を
聞いた上で、必要があれば就業上の措置を実施します。**

集団 分析

教職員の特性を考慮したデータ分析を行い、その結果を事業者へ報告します。
(報告に個人のストレスチェック結果は含まれません。)
事業者はそのデータを元に、必要に応じて職場環境の改善などを行います。

●公立学校共済組合について

地方公務員等共済組合法に基づき昭和37年に
設立された法人であり、公的医療保険、公的年金
のほか、福祉事業により組合員、家族及び遺族の
生活の安定と福祉の向上に寄与し、公務の能率的
運営に資することを目的として運営されています。

●お問い合わせ、資料請求はこちら

公立学校共済組合本部
保健厚生部メンタルヘルス対策課
〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台2-9-5
TEL:03-5259-5805
E-mail:kokoronokenkou@kouritu.or.jp